

(制・改定年月日)

獣医学教育に関する基準
(改定案)

公益財団法人 大学基準協会

獣医学教育に関する基準について

- (1) 獣医学教育に関する基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が平成9年2月28日付で改定した基準をもとに、学士課程における獣医学教育の質の維持及び向上を図るとともに、現在の学士課程における獣医学教育の現状、国際的な獣医学教育の水準を視野に、分野別評価を行うために設定したものである。
- (2) 獣医学は基礎となる学理の展開を図る基礎分野、動物の疾患の成り立ちを究める病態分野、獣医学の社会への展開を図る応用分野及び獣医療を目的とした学理の展開を図る臨床分野から構成される。また、基礎分野及び病態分野では演繹論的要素、応用分野では技術論的要素、臨床分野では経験論的要素を重視しつつ、四分野が一体となった総合学として展開される。
- (3) 本基準が対象とする獣医学教育を行う課程（学士課程）においては、獣医師として飼育動物に関する診療及び衛生指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物の保健衛生、公衆衛生の向上及び畜産業の発達、さらには人類と動物の福祉に貢献する人材を養成する使命がある。また、獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し、社会に貢献する使命もあることから、獣医学に関する知識及び技能を授け、あわせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたって自己の資質向上に努めることのできる人材を養成することが必要である。
- (4) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。
- (5) 獣医学教育に関する基準は、以下の6つの大項目により構成されている。

1 使命・目的	2 教育の内容・方法・成果
3 教育研究等環境	4 学生
5 教員	6 自己点検・評価

- (6) 本基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、獣医学教育（学士課程）に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに獣医学の教育研究を担う組織（以下、「獣医学

教育組織」という。)が独自に設けた目的を実現するために必要な内容を示している。

「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、①各大学の獣医学教育組織が自己点検・評価活動を行う際、②本協会の評価者が獣医学教育(学士課程)の評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものである。個々の「評価の視点」を解釈し、適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の関連性等に十分な注意を払うことが求められる。

- (7) 各評価の視点の評価内容は「概評」に記述するとともに、以下の表に従い、必要に応じて「提言」として取り上げる。

提言の種類	内容
長所	・目的を実現するための取組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合
特色	・〈長所〉として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は目的に即した個性的な取組みとして評価できる場合
是正勧告	・改善を図るべき特に重大な問題がある場合
検討課題	・〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合 ・特色の伸長を図るために改善その他さらなる取組みが必要と判断される場合

- (8) 本基準に適合しているか否かの最終的な判定は、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行う。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、獣医学教育(学士課程)としての質に重大な問題があると判断された場合、本基準に適合していないと判定されることとなる。

獣医学教育に関する基準

昭和 22 年 12 月 15 日 決定
昭和 28 年 4 月 21 日 改定
昭和 61 年 6 月 23 日 改定
平成 9 年 2 月 28 日 改定
平成 28 年 5 月 23 日 改定
令和 〇 年 〇 月 〇 日 改定

1 使命・目的

＜獣医学の使命及び獣医学教育（学士課程）の使命・目的＞

獣医学、すなわち動物医学は、生物学に基礎をおく応用科学であり、人類と動物の福祉に貢献することを使命とする。また、獣医学教育（学士課程）によって輩出される人材は、獣医師として飼育動物に関する診療及び衛生指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物衛生と公衆衛生の向上及び畜産業の発達に貢献する使命がある（獣医師法第 1 条）。さらに、獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し社会に貢献する使命もある。

獣医学教育（学士課程）の目的は、上記の使命を果たすため、獣医学に関する知識及び技能を授け、合わせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたり自己の資質の向上に努めることのできる人材を養成することである。その教育を行うにあたっては、特に以下の点に留意する必要がある。

- 1) 基礎分野と病態分野の教育においては、生命科学分野（ライフサイエンス分野）の全般を俯瞰し、応用及び臨床分野へと繋げていく能力の開発と養成を図ること。
- 2) 応用分野の教育においては、広く社会の要請（ニーズ）に応える応用技術を開発し、社会貢献（福祉）の観点からその発展を推進する能力の開発を図ること。
- 3) 臨床分野の教育においては、生命原理に基づく獣医療の実践教育のみならず動物福祉を目的とした社会科学的教育にも重点をおくこと。
- 4) 常に課題を探求し、自ら学ぶ姿勢の涵養に努めること。
- 5) 生命観・倫理観の涵養に努めること。
- 6) 人類を取り巻く環境の意義の認識に努めること。
- 7) 国際感覚及び社会的な教養を備えた人材の養成に努めること。

＜各獣医学教育組織における獣医学教育（学士課程）の目的＞

上記に基づき、各獣医学教育組織は、当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえながら、それぞれ独自に獣医学教育（学士課程）の目的を策定し、養成すべき

人材像を明らかにすることが求められる。また、こうした目的は、教職員及び学生のみならず、広く社会一般に対しても公表しなければならない。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
使命・目的	1-1	獣医学教育（学士課程）の使命・目的及び当該獣医教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした獣医学教育（学士課程）の目的を独自に設定していること。
	1-2	獣医学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

2 教育の内容・方法・成果

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針>

各獣医学教育組織は、自ら掲げる獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など、獣医学（学士）の学位にふさわしい学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、公表しなければならない。

<教育課程の編成>

各獣医学教育組織は、獣医学の教育課程の編成にあたって、教育課程の編成・実施方針に基づき、獣医学を構成する各分野の基本的な知識を学生が偏りなく修得できるものとしなければならない。

獣医学の専門授業科目は、獣医学を構成する各分野について、全大学において共通となる最低限必要な知識・技術を修得させる基本授業科目（コア科目）と、大学の特徴を活かし、各大学が独自に設定する専修授業科目（アドバンス科目）からなる。各分野別の基本授業科目に関しては、獣医学モデル・コア・カリキュラムの内容に留意して編成・実施することが望まれる。アドバンス科目の設定においては、当該獣医学教育組織が掲げる目的に基づいた特色あるものであることが望まれる。

獣医学教育（学士課程）では、社会で活躍しうる実践的能力を涵養するために、総合参加型臨床実習を課さなければならない。また、学生自らが課題を探求し解決する能力や、課題解決の過程と結果を社会に対し論理的に説明する能力など、獣医師としての資質を涵養するために、特別研究（卒業研究）を課すことが望ましい。さらに、獣医師の社会的責務を体得させるとともに、実地教育の一層の充実を期するために、各大学の実情に応じて適当と認められる範囲の実地研修（インターンシップ）を課すことが望ましい。

<教育の実施>

獣医学教育（学士課程）は、講義のほか実験、実習、演習あるいは研究等を含む授業科目を体系的に配置して、必修又は選択履修させるものとする。特に実習については、その役割を重視し、全員体験型の実習を実施することが望ましい。そのための十分な指導体制と時間を確保するとともに、実習の効果的な実施の時期を定めることが必要である。このため、学生が授業科目を体系的に履修できるような配慮（カリキュラムツリー又はカリキュラムマップなどの整備）も重要である。

獣医学教育組織は、学生が、授業科目ごとの学習目的や授業内容等を把握できるシラバスを作成し、教員も全科目の教授内容等を共有できるようにすることが必要である。

<総合参加型臨床実習体制の整備・臨床能力向上のための教育>

獣医学教育（学士課程）において総合参加型臨床実習を実施するためには、共用試験による客観的な手法で学生の学力を事前に評価するとともに、同実習の管理運営を行うための体制を整備する必要がある。そして、卒業後に獣医師としての責務を適切に果たせるように十分な知識・技能・態度を修得させ臨床能力の向上を図ることができる内容としなければならない。

<成績評価・卒業認定>

獣医学教育（学士課程）では、科目ごとにあらかじめ示された適切な成績評価基準・方法で成績評価を行う必要がある。また、成績評価に関しては、学生からの問い合わせ等に対応する仕組みを整備する必要がある。

卒業に際しては、適切な要件を設定したうえで、獣医学教育組織が定めた学位授与方針及び学位授与の手續に従い、学位授与を適切に行わなければならない。

<教育成果の検証>

獣医学教育（学士課程）においては、学位授与方針に示した知識・技能・態度等の学習成果を学生が修得したことを把握・分析することが必要である。

また、獣医学は複数の分野を横断する学際的学問分野であることから、獣医学を修めた卒業生は、臨床や公衆衛生分野などにとどまらず社会において多様な活躍が期待される。一方で、獣医学教育は社会からの負託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っていることから、卒業生の進路状況・活躍状況を把握・分析することも必要となる。

以上を踏まえ、獣医学教育（学士課程）では、教育上の成果を検証するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが肝要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	2-1	獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・実施方針を策定していること。

	2-2	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。
教育課程の編成	2-3	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、獣医師として求められる基本的な知識・技能・態度を養成するための教育課程を体系的に編成していること。</p> <p>(1) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅したコア科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 獣医学教育（学士課程）の目的に基づいたアドバンス科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 獣医師としての資質を涵養するために特別研究（卒業研究）を課していること。</p> <p>(4) 獣医師の社会的責務を体得させ、実地教育の一層の充実を期するために実地研修（インターンシップ）を課していること。</p>
教育の実施	2-4	教育課程を実施するにあたって、効果的な授業形態や方法が用いられていること。
	2-5	教員の監督・指導のもと、適正に実習を実施していること。
	2-6	動物死体を活用した解剖学教育及び病理学教育を適正に実施していること。
	2-7	学生が授業科目を体系的に履修できるよう、履修指導を適切に行っていること。
	2-8	授業の目的、到達目標及び授業概要等が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。
総合参加型臨	2-9	総合参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。

床実習体制の整備	2-10	総合参加型臨床実習の指導教員の条件が明示され、必要な教員が配置されていること。また、必要な病院専任獣医師、研修獣医師、動物看護師等の支援スタッフが配置されていること。
	2-11	飼い主に臨床実習の意義が説明され、同意が確認されていること。
臨床能力向上のための教育	2-12	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、総合参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。
	2-13	患畜の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。
	2-14	附属獣医学教育病院において、総合参加型臨床実習等のために十分な数の患畜（症例）を診察していること。
	2-15	総合参加型臨床実習に際して、獣医療行為に関する教育が行われていること。
	2-16	卒業時の臨床能力が明示され、総合参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。
成績評価・卒業認定	2-17	成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。
	2-18	設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。
	2-19	進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。

	2-20	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
	2-21	学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。
教育成果の検証	2-22	学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。
	2-23	検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。

3 教育研究等環境

<獣医学教育の実施に必要な施設・設備、附属施設の整備>

獣医学教育（学士課程）に関わる施設・設備は、教育上の必要性とともに、獣医学における研究成果の生物産業への展開など獣医学に対する社会的要請への対応と、動物福祉、先端医療等の地域社会における大学の使命も考慮して整備しなければならない。

以上を踏まえ、各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）に必要な講義室、実習・実験室、研究室等の施設・設備を整備するほか、獣医学の教育研究に必要な質・量ともに十分な学術情報資料を系統的に集積し、学生の学習、教員の教育研究活動等に資するよう整備するとともに、その効果的な利用を促進する必要がある。また、各獣医学教育組織は、獣医学教育上、特に必要性を有する附属施設として、獣医学教育病院（動物病院、動物医療センター、獣医臨床センター）を設置しなければならない。さらに、獣医学教育病院は、獣医学教育（学士課程）に資するだけでなく、地域の中核となる専門病院（地域獣医師及び住民への指導的役割を果たす施設）としての機能のほかに、卒後教育の場として活用することが望ましい。

一方、各獣医学教育組織は、地域の条件や大学の置かれている状況を考慮し、可能な限り、大学ごとに特徴ある施設及び大学間共同利用施設を設置することが望ましい。

各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい施設については、例えば、専門に特化した研修センターなどが考えられる。これらの施設については、大学間で相互利用できるよう積極的な対応を図ることが望ましい。また、各獣医学教育組織はその設置にあたって、既に設置されている施設と重複しないよう考慮することが望ましい。

<各種実験・研究・診療活動に関する環境整備>

獣医学教育（学士課程）においては、実験動物を飼養する施設を整備し、適正な動物実験を実施しなければならない。これらの環境整備にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するとともに、所轄官庁の「動物実験等の実施に関する基本指針」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に従って、国際的に広く普及している3R（Replacement、Reduction、Refinement）の原則を尊重する必要がある。

また、研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、これらに関わる教育を行うとともに、適切な組織のもと研究倫理の遵守を図り、適切に研究・診療活動を実施することが必要である。

<国際性を踏まえた教育環境の整備>

獣医学教育組織は国際感覚及び社会的な教養を備えた者を育成するため、学生の海外派遣、英語による授業、外国人教員の雇用等を積極的に行うなど、グローバル化に対応した環

境を構築することが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
獣医学教育の実施に必要な施設・設備	3-1	獣医学教育の実施に必要な教育施設・設備を適切に整備していること。
	3-2	獣医学教育及び研究に必要な学術情報資料を整備し、学生及び教員が適切に情報を入手できるよう対応していること。
	3-3	附属獣医学教育病院の施設・設備を総合参加型臨床実習等の教育に活用できるよう整備していること。
附属施設の整備	3-4	獣医学教育（学士課程）の特徴を生かした施設を設置し、教育研究に活用していること。
各種実験・研究・診療活動に関する環境整備	3-5	動物実験倫理・動物福祉に配慮した実験動物の飼養に関する施設・設備を整備していること。
	3-6	動物実験を行うにあたり、倫理・福祉に配慮した動物実験に関する学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。
	3-7	病原体等利用実験に関わる法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。
	3-8	遺伝子組換え実験に関わる法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。

	3-9	研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、適切な組織のもとでこれらを遵守するよう取り組んでいること。
国際性を踏まえた教育環境の整備	3-10	国際感覚と社会的な教養を備えた獣医師を養成するための環境を整備していること。

4 学生

<学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施、定員管理>

各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）の目的を達成するにふさわしい適性を備えた学生を受け入れることが求められる。そのためには、まずもって明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、公表しなければならない。さらに、入学者の選抜にあたっては、学生の受け入れ方針に従い、その方法を大学の責任において定め、獣医学を修めるにふさわしい入学者を効果的に選ぶことができるように配慮する必要がある。また、獣医学においては、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入型選抜等により、多様な志願者層に対して積極的に門戸を開くことが望ましい。また、適正な教育環境を保証するために、定員管理に努めなければならない。

<学生支援>

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備し、学生の生活環境への配慮が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう、学生の人権に配慮し、ハラスメントの防止を図る必要がある。

修学支援としては、学生の自主的な学習を促進させるさまざまな支援を行うことのほか、学生の能力に応じた補習・補充教育の実施が重要である。また、障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援等の充実を図り、学生生活の安定のために大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し、これらを担う組織を設け、適切に運用しなければならない。

さらに、進路支援として、進路支援に関する組織体制を整備して、進路選択に関わる指導・ガイダンスを適切に実施する必要がある。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施	4-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
	4-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。
	4-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表して

		いること。
	4-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。
定員管理	4-5	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。
学生支援	4-6	学生生活に関する相談・支援体制を整備し、適切に支援していること。
	4-7	適切な体制のもと、学生の自主的な学習を促進させるよう取り組み、学生の能力に応じた補習・補充教育を実施していること。
	4-8	適切な体制のもと、多様な学生が学習を行っていくための支援を実施していること。
	4-9	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援を実施していること。

5 教員

<教員組織の編制>

獣医学の教育研究活動は、教育組織の構成員の主体的・組織的な取り組みによって実施されなければならない。そのために、各獣医学教育組織は、教育の目的を最も効果的に達成できる教員を配置するとともに、施設・設備及びその他の諸条件を備え、これを適切に管理運営する必要がある。また、その際は、教員及び職員が協働し、組織的な連携を図ることも肝要である。

教育の単位は、講座又は研究分野と必ずしも同じである必要はない。広範な領域にわたる獣医学教育（学士課程）を限られた時間のなかで効率よく行うため、最も適した制度を検討し、講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成することが望ましい。また、それぞれの教育単位ごとに、各授業科目の内容に重複又は欠落が生じないように考慮して、授業科目と担当教員を決定する必要がある。以上に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教員組織の編制方針を定めることが必要である。

獣医学に関わる教育組織の教員数は、学生入学定員数を 30～120 名とした場合、68～77 名以上とすることが望ましい。なお、この教員は明らかに獣医学教育が主務と見なせる教員とする。また、このほか学内外で各種の実務についている獣医師及び獣医学に関連する分野の専門家を活用することが望ましい。教員の配置にあたっては、持続可能性や多様性に配慮することが望まれる。

獣医学教育組織は、十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<教員の資質向上等>

教員は、教育と研究、社会貢献に努め、研究活動を基盤とした水準の高い教育を実施しなければならない。教員の資格判定に際しては、獣医学の教育と研究の両面にわたる業績、獣医療の実践経験、学会や社会における活動に十分考慮する必要がある。また、教員はその資質向上を図るために、組織的かつ多面的にFD活動等に取り組まなければならない。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
教員組織の編制	5-1	獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針を策定していること。

	5-2	獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を分野ごとに適正に配置していること。
	5-3	コア科目及びアドバンス科目を実施するにあたり、適正な担当者を配置していること。
	5-4	学生数に対する教員の比率が適切であること。
	5-5	持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員組織が適切に編制されていること。
	5-6	獣医学研究を遂行し、将来の獣医学研究を担う人材育成に資する研究力を有していること。
	5-7	教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。
教員の資質向上等	5-8	教員の資質向上を図るための体制を整備し、組織的な研修及び研究を定期的実施していること。
	5-9	基幹教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に把握・評価していること。

6 自己点検・評価

<自己点検・評価、結果に基づく教育研究活動の改善・向上>

獣医学教育組織は、教育、研究及び技術の質的向上を図らねばならない。全ての教員はこれを十分認識し、不断に自己点検・評価を行い、獣医学教育のさらなる発展のための改善に努めなくてはならない。そのため、教育、研究、実践経験、学会や社会における活動の各事項に留意した点検・評価を行い、個人、獣医学教育組織の各単位における自己点検・評価の体制を整備することが必要である。

各獣医学教育組織は、自己点検・評価と任意の第三者評価を定期的実施することにより、自己改善を目指した自律的な教育の質保証体制を構築しなければならない。

獣医学教育組織が、我が国における獣医師国家試験の受験資格を授与し、獣医学教育の国際的な水準を維持するという社会的責務を担っている点に鑑み、自己点検・評価だけでなく、第三者による客観的な評価を受けることが必要である。

<情報公開>

各獣医学教育組織は、自己点検・評価の結果等のほか、目的に基づいて定めた方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）、教育内容・方法、卒業認定や学位授与に関する様々な教育情報について、教職員、学生等の学内構成員に対して広く周知するとともに、ウェブサイト、大学案内等を通じて社会一般にも広く明らかにすることが必要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
自己点検・評価	6-1	組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。
	6-2	教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。
	6-3	学外の有識者による第三者評価を受けていること。

<p>結果に基づく 教育研究活動 の改善・向上</p>	<p>6-4</p>	<p>自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。</p>
<p>情報公開</p>	<p>6-5</p>	<p>自己点検・評価及び第三者評価の結果を含む獣医学教育（学士課程）に関するさまざまな教育情報について適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。</p>